

「『渋谷区犯罪被害者等支援条例』制定に向けた基本的な考え方」に関する
パブリック・コメント実施結果について

1 実施期間

令和8年5月1日(金)から22日(金)まで

2 提出件数

意見総数：8 件

提出方法

郵送	持参	FAX	電子メール	区公式 LINE
0 人	1 人	0 人	0 人	2 人

※複数のご意見をお寄せいただいたものがあるため、意見総数と提出者の合計人数は一致しません。

3 提出された主な意見と区の考え方

No.	区分	意見概要	区の考え方
1	個人情報 の管理	犯罪被害者等の個人情報は適切に保護し、実名公表は本人の意向を尊重すべきである。また、被害内容の取扱いにも配慮が必要である。	犯罪被害者等への支援に当たっては、その過程で犯罪被害者等及びその関係者に関する個人情報を取り扱うこととなるため、その重要性を十分に認識し、適切に管理いたします。 また、当区から実名や被害内容について公表することはございませんが、個人情報及び被害内容の取り扱いについて適切な配慮がなされるよう、方針等を作成し職員への周知や運用の徹底に努めてまいります。
2	支援内容	金銭的支援やメンタルケアの充実等、被害者に寄り添った支援体制の整備をしてほしい。	本条例に基づく支援内容につきましては、経済的負担の軽減に関する支援や心理的支援を含め、犯罪被害者等の状況やニーズに応じた適切な支援を実施する予定です。
3	連携体制	支援に当たっては相談窓口の設置にとどまらず、専門機関と連携し、継続的に寄り添う支援体制が重要である。特に、相談後の連携方法や役割分担、緊急時の対応を明確にし、	犯罪被害者等への支援に当たっては、区の関係部署、警察その他の関係行政機関及び民間支援団体等が相互に連携し、犯罪被害者等の状況やニーズを共有しながら、一体的に支援を行うことが重要であると考えています。また、関係機関の役割分担や対

		関係機関が連携して切れ目ない支援を行うことが望ましい。 また、被害者が複数の機関で同様の説明を繰り返す負担を軽減するため、継続的な関与や情報共有の仕組みの整備が必要である。	応方法についても整理し、適切な連携のもとで支援を実施できるよう努めてまいります。 このため、いずれの関係機関等の窓口において相談を受け付けた場合であっても、犯罪被害者等が途切れなく適切な支援を受けられるよう、必要に応じて関係者会議を開催する等により連携体制を構築してまいります。また、個人情報の取扱いに配慮しつつ情報共有を行い、同様の説明を繰り返す負担の軽減に努めてまいります。
4	支援内容	自転車による交通犯罪の被害者支援について、自動車等と異なり、ひき逃げ等で加害者が特定できない場合、公的保証を受けられない現状にある。さらに、交通犯罪については過失犯として扱われることが多く、国や都の既存制度の支援対象外となっている。 このため、過失によるものであっても、自転車によるひき逃げ事案に関しては、他の公的制度が整備されるまでの時限措置として、区の条例において支援対象としていただきたい。	自転車による交通犯罪に係る被害者支援については、既存の制度では十分に対応が行き届かない場合があることから、その在り方について検討の余地がある課題であると認識しています。 このため、ご指摘のような自転車によるひき逃げ事案への対応については、被害者の置かれている状況を踏まえ、必要な支援の在り方について検討してまいります。
5	連携体制 窓口の 設置	各種手続きは多岐にわたり、複数の窓口分散している現状があり、十分な「ワンストップ」の対応が不十分であると思われる。 また、被害者には移動に制約のある方も含まれることが予想されるため、相談窓口である渋谷インクルーシブシティセンター〈アイリス〉と、他各種手続きを行う渋谷区役所本庁舎への移動手段の確保、支援体制のあり方についても検討していただきたい。	犯罪被害者等への支援に当たっては、手続きが複数の窓口にわたることによる負担の軽減が重要であると認識しています。このため、庁内の関係部署が連携し、犯罪被害者等の状況やニーズに応じて必要な手続きを適切に案内できるよう体制の整備に努めます。 また、相談窓口のあり方については現在検討を進めているところであり、犯罪被害者等の利便性や負担軽減の観点を踏まえ、移動に制約のある方にも配慮した対応方法を整備してまいります。

6	支援の 制限	示談が成立している場合の取扱いについて、明確に示していただきたい。 示談には一般的に、金銭の支払いと引き換えに追加の請求を行わない旨の合意（清算条項）が含まれることが多く、既に費用弁償がなされている場合に自治体から支援金の二重受領を防ぐ必要がある。	支援対象となる範囲や要件については、現在各種要綱にて整理を進めているところですが、支援の適正な実施の観点から、その取扱いを含めて精査し、整理してまいります。
7	学校との 協力	学校等の役割に関連し、「命の大切さを学ぶ教室」を充実させてほしい。 同教室は、中高生等に対し規範意識の向上や命の尊さへの理解を促す重要な取組であるが、各学校において実施状況にばらつきが見られる現状にある。 このため、教育委員会等から各学校に対して開催を働きかけるとともに、作文等の取組を通じて犯罪被害者への理解と共感を深める機会を充実させる必要がある。	将来を担う子どもたちが、命の尊さや社会のルールを守ることの重要性への理解を深め、いじめや暴力、各種犯罪の加害者・被害者・傍観者とならないための規範意識や共感力を育むことは重要であると認識しています。 教育委員会と連携し、「命の大切さを学ぶ教室」や、人権教育プログラムの実践・指導事例を参考にした道徳の授業の実施を通じて、児童生徒の発達段階に応じた犯罪被害者等への理解や人権尊重の意識を育む教育活動を支援してまいります。
8	連携体制 個人情報 の管理	被害者からの申請に基づき、区から警察へ照会を行う際の文書の送付方法について、追跡可能な書留郵便を用いる取扱いがある一方で、普通郵便でのやり取りが行われる場合もあるとの実態が見受けられている。 書類の紛失防止や適切な情報管理の観点から、行政照会文書の発出および管理方法の統一・適正化を図る必要がある。	犯罪被害者等に関する情報の取扱いについては、適切な管理と慎重な対応が重要であり、関係機関との情報連携に当たっても十分な配慮が必要であると認識しています。 特に、警察等への行政照会文書の送付方法については、紛失防止や情報管理の観点から重要な課題であると受け止めています。このため、警察をはじめとする関係機関と十分に協議の上、送付方法や管理手順のあり方を整理し、適切な運用が図られるよう努めてまいります。